

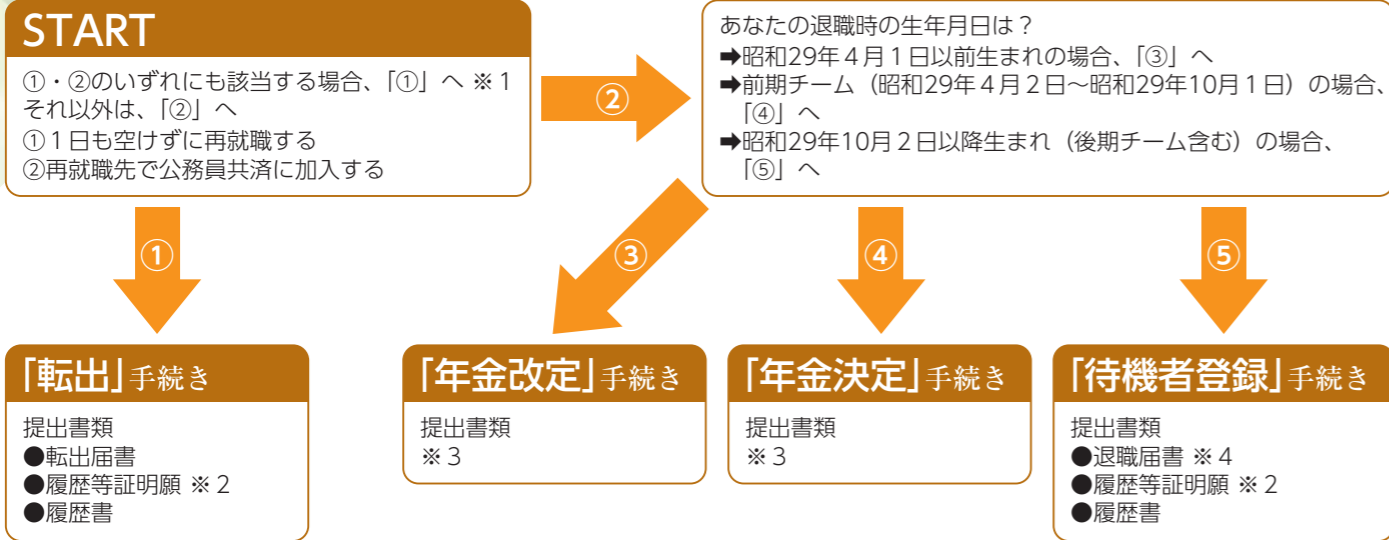
1 必ずとる手続

退職時、そして退職後、それぞれときに、必ず年金及び医療給付に関する手続を行う必要があります。

以下のフローチャートを用い、あなたのとる手続を押さえましょう。

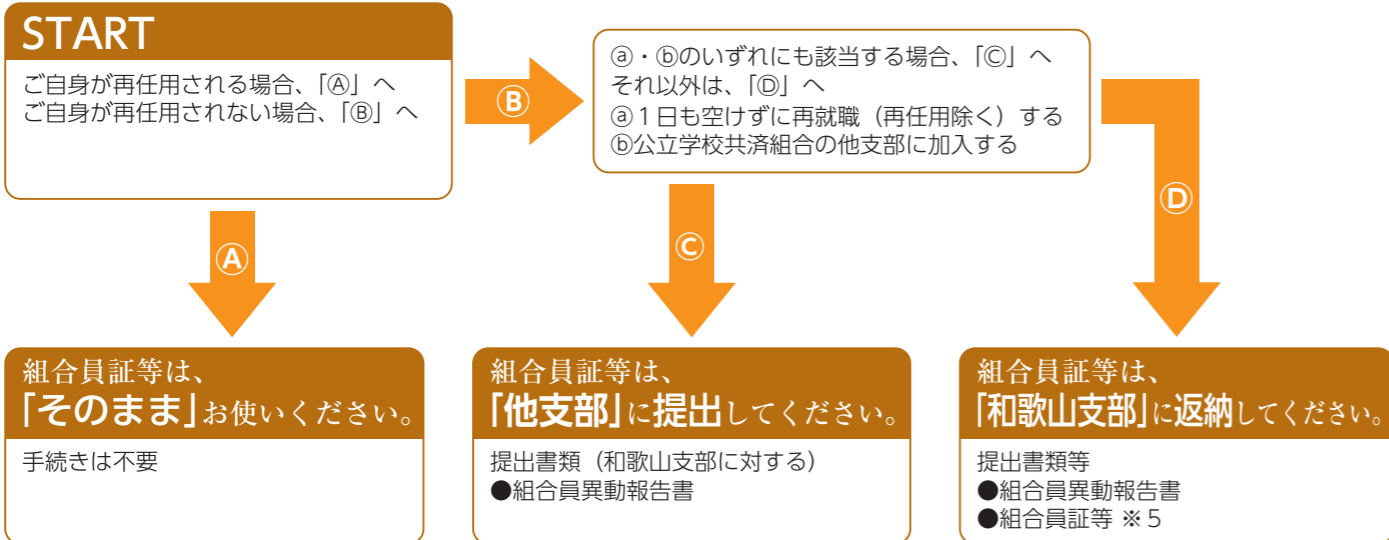
退職時の所属所における手続

(1) 共済年金の手続



- ※1 再任用（フルタイム）者については、手続を別途通知
- ※2 和歌山県立医科大学、和歌山市立幼稚園、和歌山市立和歌山高等学校（全日制）、海南市立海南下津高等学校、和歌山宿泊所及び南紀保養所に所属の組合員は、提出不要
- ※3 該当者あて、必要書類を別途送付
- ※4 60歳定年退職者（S29.4.2～S30.4.1）は、退職届書提出済

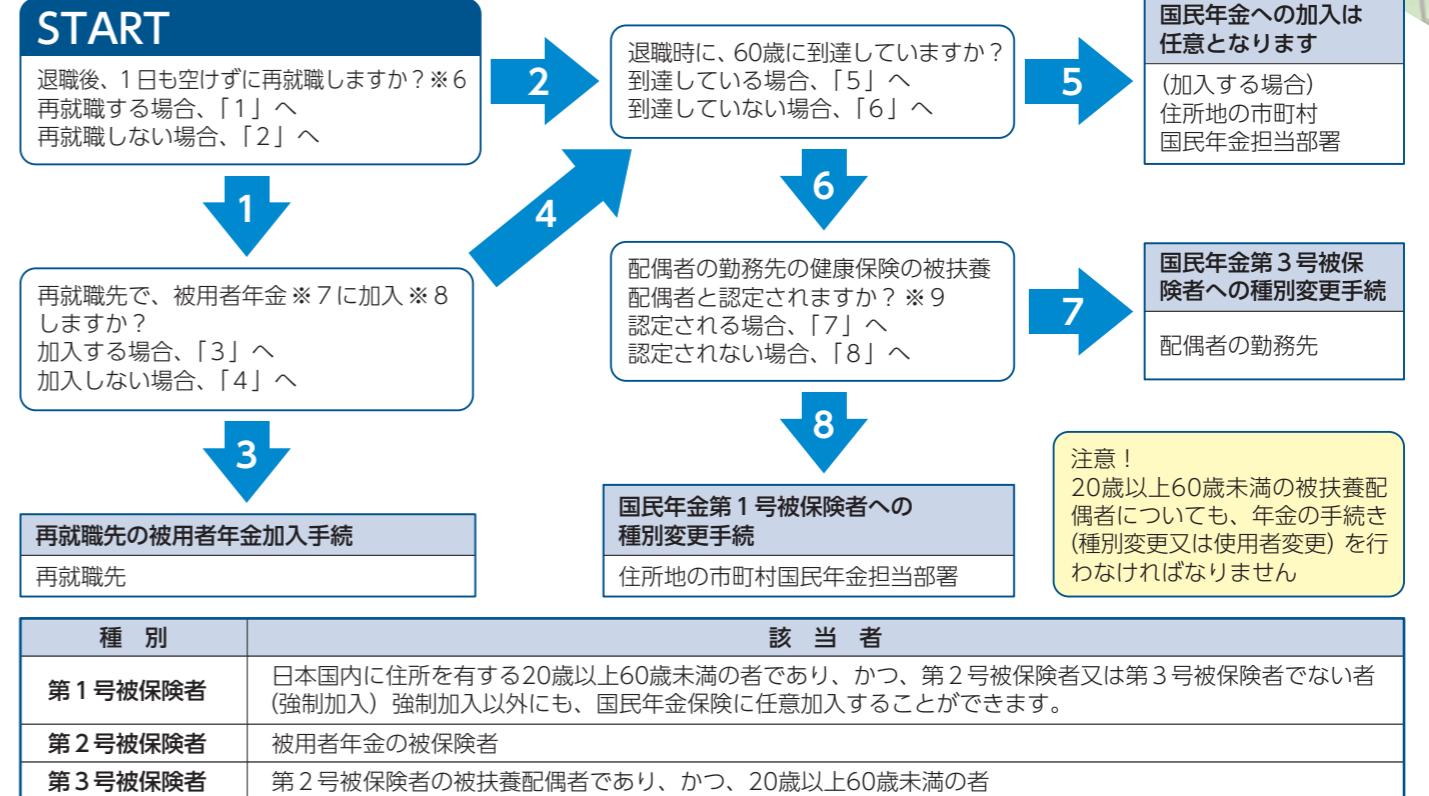
(2) 組合員証等（※5）の手続



- ※5 組合員証等とは、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証です。

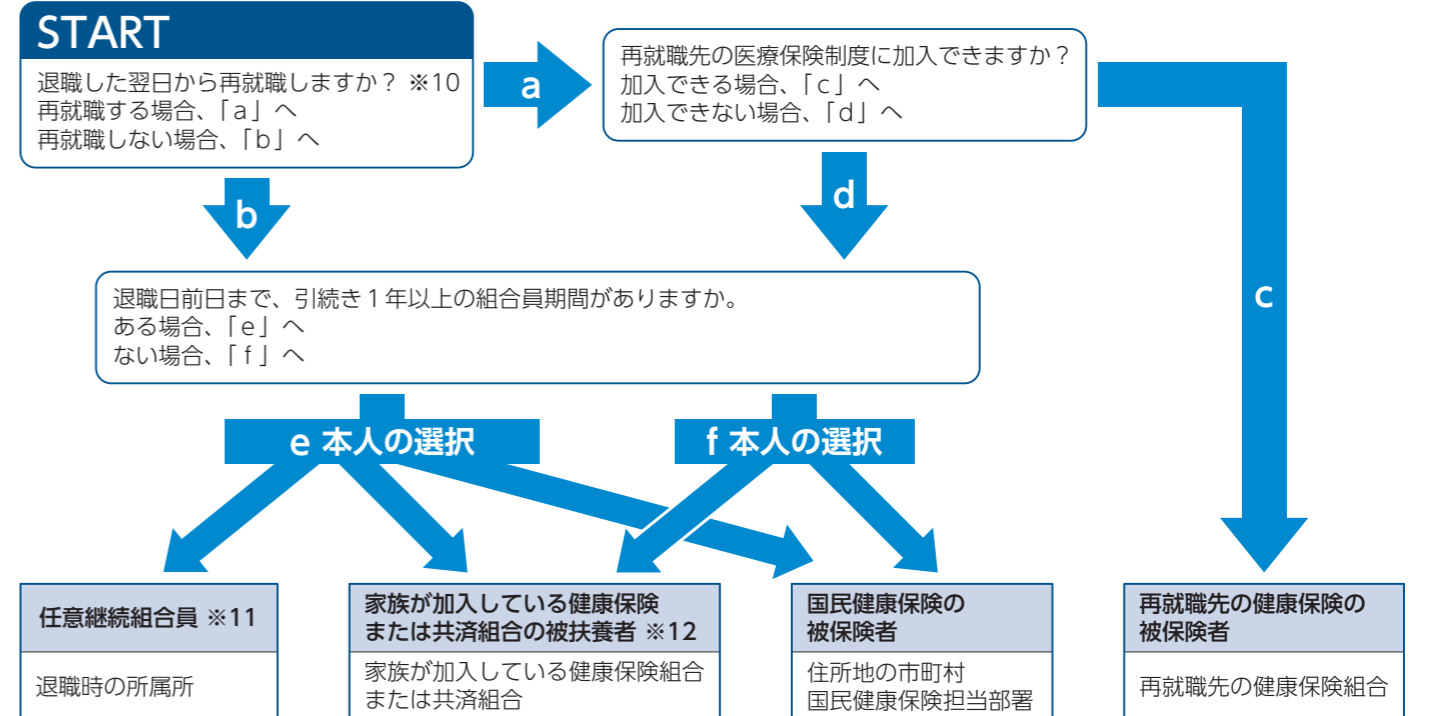
退職後の手続

(1) 年金制度の加入



- ※6 再任用（フルタイム）者は、引き続き共済加入のため、手続き不要
- ※7 被用者年金とは、厚生年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済組合のこと
- ※8 加入について、原則として、任意で加入を選択することはなく、法令に定められた加入要件にしたがって適用されます。加入するか否かについては、再就職先に尋ねることをお奨めします。
- ※9 被扶養者の認定取扱いについては、配偶者の加入している保険組合によって異なります。

(2) 医療保険制度の加入



- ※10 再任用（フルタイム）者は、引き続き共済加入のため、手続き不要
- ※11 再就職先の健康保険に加入できる場合は、その保険が優先となります。
- ※12 健康保険等により家族となる条件が異なりますので事前に確認してください。